

偽広告に関するトラブル

埼玉県教育委員会

ネット上には多くの情報があふれています。しかしその全ての情報が正しいものとは限りません。中には人をだまそうとして発信している情報もあります。何が正しくて何が間違っているか、きちんと自分の目で見極める必要があります。今回は偽の情報でユーザーを騙そうとする事例をご紹介いたします。

著名人を利用した広告詐欺

Yさんには応援している芸能人がいます。ある時SNSで情報収集していると、ある広告を見つけます。

その広告には応援している芸能人の顔写真が利用されており、気になったYさんは広告をクリックしました。

すると、いきなり「ウイルスに感染しました」、「感染を阻止するため電話してください」といった画面が表示され、慌てたYさんは電話をかけてしまいました。

その後、対応費用として金銭を要求されました。



著名人の肖像を無断で使用し、本人になります詐欺広告です。あたかも写っている著名人が関係しているかのように見せていますが、全く関係なく、著名人への興味関心を逆手にとって、ユーザーを陥れようとする手法です。広告を出す際は必ずチェックがされますが、チェックを通過した後に差し替えるためこういった手口が後を絶ちません。



有効な対応策はない

また「初回1,000円」といった宣伝文句を含む広告を見たこともあるかと思います。金額が安いためお試しで購入する方もあり、知らないうちに定期購入の契約に切り替わり、解約に違約金が必要となるような事象も広告詐欺です。

偽広告の詐欺はSNSで特に多く見られます。SNSの利用率が年々高くなっているため、被害の件数も増加しています。被害額は年間で数百億円にもなります。被害にあった場合、SNSを運用する企業は補償をしてくれません。自己責任となります。



そのことからもわたしたちユーザーにとってネットの広告は「被害の入り口」とも言われています。SNSを運用している企業でさえ、対応が追いついていない状態であるため、ユーザーであるわたしたちが被害にあわないと細心の注意を払うしかありません。

偽広告は問題視されていますが、被害件数や金額が年々増加しています。頭では理解していても自分は被害にあわないと甘く見ていると被害者になることがあります。現状、偽広告に対する有効な対応策はないため、一人ひとりの意識が必要です。